

「国土強靱化年次計画 2025（素案）」に関する意見募集の結果について

令和7年6月6日

内閣官房国土強靱化推進室

「国土強靱化年次計画 2025（素案）」について、お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する考え方について、別紙のとおり取りまとめましたので公表いたします。

貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

1. 意見募集の概要

意見募集期間：令和7年4月2日（水）から令和7年4月22日（火）

実施方法：電子政府の総合窓口[e-Gov]

意見提出方法：e-Gov 意見提出フォーム

2. 意見受付総数

102 件（26 の個人・団体）

3. 意見の概要とそれに対する考え方

別紙「国土強靱化年次計画 2025（素案）」に関する意見に対する考え方」

国土強靱化年次計画2025（素案）に関する意見に対する考え方

	意見の概要	意見に対する考え方
1	「第1章3大規模自然災害等を踏まえた国土強靱化の取組の強化」について ・複合災害とインフラ老朽化への対応を強調	「はじめに」において、複合災害も含めた対応の必要性やインフラ老朽化対策の重要性について記載しており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。
2	国土強靱化は大切だが、予算の使い道・優先順位・中身の透明性を国民に明示すべき。成果検証を行う制度を盛り込むべき。	第1章1（1）において記載しているとおり、本年次計画において、PDCAサイクルを通じて、国土強靱化の取組のスパイラルアップを図ることとしております。
3	茨城県つくば市の計画のパブコメに参考となる事例もあると思いを共有するほか、補足等の案を示します。 「第1章1（1）年次計画策定の趣旨」について ・PDCAサイクルの強化において、市民参加を明記する	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
4	国民の防災意識向上策の優先順位 防災意識向上策への公的資金は、効果を最大化する観点から、広範な国民に直接届く施策をより重視すべき。	第1章1（1）において、具体的施策の実施については優先順位をつけて計画的に行うことについて記載しており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。
5	都市部と地域部で強靱化の施策に大きな差があり、災害リスクが高い地域では依然として強靱化施策が不十分である。 国土強靱化の施策は、地域ごとのリスクや必要性に応じた適切な配分が求められる。特に災害リスクが高い地域に対し、予算を重点的に配分するなど、地域ごとのリスクアセスメントに基づいた予算配分の再設計を行い、特に脆弱な地域への支援を強化することが重要。	第1章1（2）において、地方公共団体においてそれぞれの地域が直面するリスクを踏まえて各地域の強靱化を進めることが不可欠であることや、それらの取組の実効性を向上させるために国が効果的に支援を行うことについて記載しており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。
6	インフラの老朽化が進んでおり、緊急の整備が求められている。インフラの整備に関しては、老朽化インフラの優先的な修繕と新規建設の効率化を図ることが必要で、特に既存インフラの耐震化・耐久性向上に向けた施策を強化、次世代の技術を活用したスマートインフラの導入を加速させることで、災害発生時に即座に機能し、被害を最小限に抑えるインフラを確立すべき。	第1章1（2）において、インフラの老朽化に対して維持管理・更新を確実に実施していくことや、国土強靱化の施策を効率的に進めるためにデジタル技術等を活用することについて記載しており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。
7	国土強靱化は必須。新しいインフラを作るより、古いインフラのリプレイスにもっと力を入れて欲しい。民間に頼ることもできるが、政府が中心業務として予算をつけ、強力に進めるべき。	第1章1（2）において、インフラの老朽化に対して維持管理・更新を確実に実施するなど適切に対応していく旨記載しており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。
8	国土強靱化の実現のため、官民協働の枠組み強化が不可欠である。民間企業の技術力や資金調達能力を活用するため、官民連携の枠組みを強化し、民間企業が参画しやすいような公的支援策を充実させるべき。	第1章1（2）において、施策の推進に当たっては、国・地方公共団体・民間等との連携等に留意することとし、特に、民間の投資や取組の促進を進める旨記載しており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。
9	国土強靱化の施策実行に向けたデジタル技術の積極活用に賛同するとともに、衛星通信やドローン等のデジタル技術の整備に向けて、官民連携による投資促進が図られることを期待する。	第1章1（2）において、施策の推進に当たっては、国・地方公共団体・民間等との連携等に留意することとし、特に、民間の投資や取組の促進を進める旨記載しており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。

10	民間の力と官（国）の力（支援）は連動しており、税制優遇等が必要不可欠である。	第1章1（2）4）において、企業による自主的な防災減災投資や事業継続計画の策定が促進されるよう適切な支援を行う、と記載しており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。
11	「第1章1（2）3）地域の強靱化の推進」について ・地域計画に具体的なガイドラインと支援策を追記 ・グリーンインフラの活用を明記	第1章1（2）3）①において地方公共団体が地域計画の内容を充実させる際の支援策について、第2章2■1. 1-4）においてグリーンインフラを活用した防災・減災対策の推進について、記載しており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。
12	「第1章1（3）指標の充実によるPDCAサイクルの強化」について ・KPIの説明と具体性を強化	KPI設定の考え方については、第1章1（3）指標の充実によるPDCAサイクルの強化において、具体的に記載しております。
13	開発一辺倒の経済政策をやめ、自然再生と未来への資源の保存に努めていただきたい。	第2章において、起きてはならない最悪の事態として、貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退損失を記載しており、そのような事態を避けるとの方針に基づいて取組を進めてまいります。
14	気候変動に対応した強靱化施策を強化するため、気候変動予測を取り入れたリスク評価システムの導入が必要。また、気候変動による異常気象や新たなリスクに対応するため、防災インフラや法整備等の適応策を迅速に実行すべき。	第2章2■1. 1-4)において気候変動影響評価や適応策の検討のため、引き続きデータの整備や知見の収集・提供を進める旨記載しており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。
15	災害や有事の際、離島等からの島民の避難先の確保するほか、文化財や建築物等も守るべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。 なお、第2章2■1. 1-1)において建築物、■6. 6-5)において文化財に関して、災害発生時の被害抑制について記載しており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。
16	同上	同上
17	P.10「1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ」において、医療施設や学校とも上下水道において「重要施設」として位置づけられており、【国交】上下水道施設の耐災害性強化も施策に加えてもよいのではないかと。	第2章2■1. 「1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ」のうち1-2)に位置付けております。
18	P.11「4. 経済活動を機能不全に陥らせない」において、経済活動に不可欠な上下水道および工業用水道の施策も加えてもよいのではないかと。	第2章2■4. 「4. 経済活動を機能不全に陥らせない」のうち4-6)に位置付けております。

19	P.12「6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する」においても、迅速な社会・経済活動の復興に不可欠な上下水道および工業用水道の施策も加えてもよいのではないか。 南海トラフ地震等が発生した場合には、広域的で甚大な被害が想定されることから、被害の最小化、早期復旧対策、復旧資機材の確保・搬入等についても記述する必要があるのではないか。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
20	P.50「上下水道施設の長期間にわたる機能停止」において上下水道施設の耐災害性強化等について記述されているが、急所施設と避難所・病院等の重要（給水配水）施設までの耐災害性強化についても記述すべき。また、八潮市における道路陥没事故の教訓についても記述すべき。あわせて、生活用水としての工業用水道の活用についても記述すべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。なお、「はじめに」において、「令和7年1月に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故は、インフラ老朽化対策は来るべき大規模災害に備える意味でもその重要性が改めて認識されたところである。」と記載しております。
21	避難施設（シェルター）については、有事に機能できる量にする。また、これらの建設は最優先事項である。	第2章2■1. 1-1)において、各種の避難施設の整備・機能強化に当たっては、防災シェルターの重要性が高まっている社会情勢を踏まえ、自然災害時のみならず、自然災害以外の有事の際にも機能するよう配慮する旨記載しており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。
22	同上	同上
23	「第1章1（2）1）国土強靱化施策の展開方向」について ・避難所環境に関する多様なニーズへの対応を強調	第2章2■2. 2-3)において、避難所における生活ニーズに可能な限り対応することについて記載しており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。
24	「第2章2■2. 2-3）劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生」について ・多様なニーズ対応と福祉避難所を明記	第2章2■2. 2-3)において、避難所における生活ニーズに可能な限り対応することについて記載しており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。
25	災害時の避難所については、残念ながら、日本の品質は高くない。次の点について改善が必要。 ・避難所の室温を健康に過ごせるものにする ・避難者のプライバシーの確保 ・避難者への温かい食事の継続した提供 ・避難所の機能を早期に100%稼働させえる また、避難所運営は、国、自治体職員だけでは行えないことから、平時から国民の運営要員の確保等が必要。 さらに肝心なのは、被災地の避難場所だけでなく、周辺・遠隔地の避難所も使えるようにすることが重要である。地域によって避難所の体制にばらつきが生じるのは想定内であり、遠隔地も含めて広域で避難所の質を確保するのが現実的である。	第2章2■2. 2-3)において、スフィア基準も十分に踏まえながら避難所の在り方を見直すとともに、避難所で使用するベッド、トイレ等の資機材の備蓄に関し、有効な取組を支援する仕組みを構築するなど、避難所の環境改善のための取組を推進する旨記載しており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。
26	避難所運営におけるジェンダー・多様性配慮の具体化 避難所運営体制について、過去の災害時の性被害等の報告を踏まえ、男女スペースを分ける等を明確に追記すべき。	第2章2■2. 2-3)において、男女共同参画の視点から避難所運営を始めとする防災・災害対応の取組を推進することについて記載しており、当該方針に基づき、具体的な方策を検討しつつ取組を進めてまいります。

27	「第2章2■2. 2-4) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物質・エネルギー供給の停止 ・広域バックアップ体制の具体化	第2章2■2. 2-3)において、全国各地への物資支援を可能とするための国等による分散備蓄等の実施について記載しており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。
28	P38「地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下」に関連する事項として、広域的な災害の場合には平時より仕事量が大幅に多くなることから、特に小規模な地方公共団体においては職員不足から応援への対応（受援機能）の確保が重要である。「受援体制の強化等」についての記述はあるが、受援機能の応援の必要性についても記述すべき。	第2章2■3. 3-3)において、災害時の受援体制の強化について記載しており、当該方針に基づき、具体的な方策を検討しつつ取組を進めてまいります。
29	「第1章1(4)2) リスクコミュニケーション」について ・要配慮者への情報伝達を強化	第2章2■5. 5-1)において、災害情報に関する情報伝達手段の多重化や外国人旅行者等への必要な災害情報の伝達について記載しており、当該方針に基づき、具体的な方策を検討しつつ取組を進めてまいります。
30	「第2章2■5. 5-1) テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラ障害により、情報の収集・伝達ができずに避難行動や救助・支援が遅れる事態」について ・多様な伝達手段と要配慮者対応を追加	第2章2■5. 5-1)において、災害情報に関する情報伝達手段の多重化について記載しており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。
31	「第2章2■1. 1-4) 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生」について ・センサー・カメラ活用とグリーンインフラを強化	第2章2■1. 1-4)において、浸水常襲箇所への浸水センサ設置等によるきめ細かな情報提供やグリーンインフラを活用した防災・減災対策の推進について記載しており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。
32	「P13 41行目からP14 2行目まで」について、大規模災害時には、系統供給型エネルギーである電力等は供給途絶リスクを抱えることから、避難所となる学校体育館等の重要施設には、自立分散型エネルギーであるLPガス設備を採用すべき。	第2章2■2. 2-4)において、災害時等に備えて需要家側に燃料タンクや自家発電設備の設置等を推進することについて記載しており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。
33	同上	同上
34	「P14 25行目から28行目」について、大規模災害時には、系統供給型エネルギーである電力等は供給途絶リスクを抱えることから、避難所となる学校体育館等の重要施設には、自立分散型エネルギーであるLPガス設備を採用すべき。併せて、全国女性団体連絡協議会が行っている「防災学習会」への支援を強化すべき。	第2章2■2. 2-4)において、災害時等に備えて需要家側に燃料タンクや自家発電設備の設置等を推進することについて記載しており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。なお、いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
35	「P27 38行目から39行目」について、災害拠点病院等の医療施設には、自立分散型エネルギーであるLPガス設備を採用すべき	第2章2■2. 2-4)において、災害時等に備えて需要家側に燃料タンクや自家発電設備の設置等を推進することについて記載しており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。
36	同上	同上
37	同上	同上
38	「P28 32行目から35行目」について、災害時に早急に社会機能維持が必要となる公共施設等の重要施設に自立分散型エネルギーであるLPガス設備を採用すべき。	第2章2■2. 2-4)において、災害時等に備えて需要家側に燃料タンクや自家発電設備の設置等を推進することについて記載しており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。

39	同上	同上
40	同上	同上
41	「P30 8行目から10行目」について、避難所の環境改善の取組として、自立分散型エネルギーであるLPガス設備を採用すべき。	第2章2■2. 2-4)において、災害時等に備えて需要家側に燃料タンクや自家発電設備の設置等を推進することについて記載しており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。
42	同上	同上
43	「P30 8行目から10行目」について、避難所の環境改善の取組として、自立分散型エネルギーであるLPガス設備を採用すべき。学校プールに貯水されている水を浄化し生活用水として活用すべく、分散型エネルギーであるLPガス使用による発電機ならびに浄水器を学校避難所に設置すべき。	第2章2■2. 2-4)において、災害時等に備えて需要家側に燃料タンクや自家発電設備の設置等を推進することについて記載しており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。なお、いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
44	「P30 30行目」について、夏季における熱中症対策のため、大規模災害時の避難所となる学校体育館等の重要施設にLPガス設備（GHP（ガスヒートポンプ））を採用すべき。	第2章2■2. 2-4)において、災害時等に備えて需要家側に燃料タンクや自家発電設備の設置等を推進することについて記載しており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。
45	同上	同上
46	同上	同上
47	「P32 19行目から20行目」について、災害時には、系統供給型エネルギーである電力等は供給途絶リスクを抱えることから、農業水利施設には、自立分散型エネルギーであるLPガス設備を採用すべき。	第2章2■2. 2-4)において、災害時等に備えて需要家側に燃料タンクや自家発電設備の設置等を推進することについて記載しており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。
48	同上	同上
49	「P32 27行目から28行目」について、災害時に早急に社会機能維持が必要となる公共施設及び避難所となる学校体育館や災害拠点病院、中央・地方の行政機関等の重要施設に自立分散型エネルギーであるLPガス設備を設置するとともに、緊急時にすぐに活用出来るよう平時からLPガス仕様のGHP（ガスヒートポンプ）を整備すべき。	第2章2■2. 2-4)において、災害時等に備えて需要家側に燃料タンクや自家発電設備の設置等を推進することについて記載しており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。
50	同上	同上
51	「P32 29行目から31行目」について、天然ガスとLPガスは、同じガス体エネルギーであることから、避難施設には、自立分散型エネルギーでもあるLPガス設備（コージェネレーションシステム・ガス空調等）の導入も行うべき。	第2章2■2. 2-4)において、災害時等に備えて需要家側に燃料タンクや自家発電設備の設置等を推進することについて記載しており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。
52	同上	同上

53	同上	同上
54	「P34 12行目から16行目」について、帰宅支援施設の整備・強化に当たっては、LPガス仕様のGHP（ガスヒートポンプ）を整備すべき。	第2章2■2. 2-4)において、災害時等に備えて需要家側に燃料タンクや自家発電設備の設置等を推進することについて記載しており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。
55	同上	同上
56	「P36 12行目から14行目」について、第7次エネルギー基本計画の中で、LPガスは災害時には、病院等の電源や避難所等の生活向上にも資する「最後の砦」として重要なエネルギー源とされており、これら施設にLPガスを活用した非常用発電機とGHP（ガスヒートポンプ）を整備すべき。	第2章2■2. 2-4)において、災害時等に備えて需要家側に燃料タンクや自家発電設備の設置等を推進することについて記載しており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。
57	「P36 12行目から14行目」について、電力確保にあたっては「最後の砦」であるLPガスを活用した非常用発電機とGHP（ガスヒートポンプ）を整備すべき。	第2章2■2. 2-4)において、災害時等に備えて需要家側に燃料タンクや自家発電設備の設置等を推進することについて記載しており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。
58	「P38 8行目から11行目、35行目から41行目」について、大規模災害時に、早急に社会的機能維持が必要となる中央・地方の行政機関等の重要施設には、自立分散型エネルギーであるLPガス設備を採用すべき。	第2章2■2. 2-4)において、災害時等に備えて需要家側に燃料タンクや自家発電設備の設置等を推進することについて記載しており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。
59	同上	同上
60	「P42 29行目から34行目」について、大規模災害発生時は、系統供給型エネルギーである電力等は供給途絶リスクを抱えることから、自立分散型エネルギーであるLPガス仕様のGHP（ガスヒートポンプ）を採用すべき。	第2章2■2. 2-4)において、災害時等に備えて需要家側に燃料タンクや自家発電設備の設置等を推進することについて記載しており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。
61	同上	同上
62	「P43 17行目から18行目、23行目から24行目、32行目から34行目」について、大規模災害発生時は、系統供給型エネルギーである電力等は供給途絶リスクを抱えることから、自立分散型エネルギーであるLPガス仕様のGHP（ガスヒートポンプ）を採用すべき。	第2章2■2. 2-4)において、災害時等に備えて需要家側に燃料タンクや自家発電設備の設置等を推進することについて記載しており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。
63	同上	同上
64	「P43 17行目から18行目」について、大規模災害発生時は、系統供給型エネルギーである電力等は供給途絶リスクを抱えることから、自立分散型エネルギーであるLPガス仕様のGHP（ガスヒートポンプ）を採用すべき。	第2章2■2. 2-4)において、災害時等に備えて需要家側に燃料タンクや自家発電設備の設置等を推進することについて記載しており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。

65	「P47 21行目から23行目」について、大規模災害発生時は、系統供給型エネルギーである電力等は供給途絶リスクを抱えることから、自立分散型エネルギーであるLPガス仕様の発電機やGHP（ガスヒートポンプ）を採用すべき。	第2章2■2. 2-4)において、災害時等に備えて需要家側に燃料タンクや自家発電設備の設置等を推進することについて記載しており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。
66	同上	同上
67	「P50 32行目から33行目」について、上下水道施設の耐災害精強化に当たり、自家発電設備等を整備する際には、自立分散型エネルギーであるLPガス仕様の発電機やGHP（ガスヒートポンプ）を採用すべき。	第2章2■2. 2-4)において、災害時等に備えて需要家側に燃料タンクや自家発電設備の設置等を推進することについて記載しており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。
68	同上	同上
69	「P52 40行目から41行目」について、鉄道施設の強靱化に当たっては、自立分散型エネルギーであるLPガス使用の発電機やGHP（ガスヒートポンプ）を採用すべき。	第2章2■2. 2-4)において、災害時等に備えて需要家側に燃料タンクや自家発電設備の設置等を推進することについて記載しており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。
70	同上	同上
71	「P53 15行目から16行目」について、空港施設の耐震強化や老朽化対策として、自立分散型エネルギーであるLPガス仕様の発電機やGHP（ガスヒートポンプ）を採用すべき。	第2章2■2. 2-4)において、災害時等に備えて需要家側に燃料タンクや自家発電設備の設置等を推進することについて記載しており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。
72	同上	同上
73	「P53 20行目から23行目」について、物流施設への強靱化に当たっては、自立分散型エネルギーであるLPガス仕様の発電機やGHP（ガスヒートポンプ）を採用すべき。	第2章2■2. 2-4)において、災害時等に備えて需要家側に燃料タンクや自家発電設備の設置等を推進することについて記載しており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。
74	同上	同上
75	「P56 13行目から14行目」について、住宅・建物さらには、各種公共施設の耐災害性強化に当たっては、自立分散型エネルギーであるLPガス使用の発電機やGHP（ガスヒートポンプ）を採用すべき。	第2章2■2. 2-4)において、災害時等に備えて需要家側に燃料タンクや自家発電設備の設置等を推進することについて記載しており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。
76	同上	同上

77	「P59 14行目から18行目」について、災害時に早急に社会機能維持が必要となる公共施設及び避難所となる学校体育館や災害拠点病院、中央・地方の行政機関等の重要施設に自立分散型エネルギーであるLPガス設備を設置するとともに、緊急時にすぐに活用出来るよう平時からLPガス仕様のGHP（ガスヒートポンプ）を整備すべき。	第2章2■2. 2-4)において、災害時等に備えて需要家側に燃料タンクや自家発電設備の設置等を推進することについて記載しており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。
78	同上	同上
79	同上	同上
80	「P32 25行目から26行目」について、石油製品の国家備蓄とともにLPガス国家備蓄を維持し、有事の際には機能するように取り組むべき。	LPガス備蓄については、第7次エネルギー基本計画に基づき、有事の対応やアジアの需要増加に備え、現在の国家備蓄・民間備蓄を合わせた備蓄水準を維持することとしております。
81	同上	同上
82	P.45「農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下」に関連する事項として、被災した地域の電力確保にも活用できるグリーンエネルギーがあるが、特に太陽光発電システムにおいては、設置場所が冠水地域や丘陵斜面への設置が多く耐災害性が低いものと思われる。これらグリーンエネルギー施設への耐災害性強化について記述すべき。	第2章2■2. 2-2)において、避難施設等として位置付けられた公共施設等における、大規模災害時にも機能発揮可能な再生可能エネルギーの整備等の推進について記載しており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。
83	素案の中の変動制再エネに対しては、災害に強く調整力として電力供給の安定化に有効なコージェネレーションなどについても記載すべきであり、これまで使用していた施策名を簡略すると、本来の施策の意図が反映されない。よって、計画中の「【環境】避難施設等への自立・分散型再エネ設備等の導入推進対策」については、「【環境】災害・停電時に役立つ避難施設防災拠点の再エネ・蓄エネ設備・コージェネレーション等の自立・分散型エネルギー設備に関する対策」と修正すべき。	第2章2■2. 2-3)に記載されている施策名を、「避難施設・防災拠点への再生可能エネルギー・蓄エネルギー・コージェネレーション等の災害・停電時にも活用可能な自立分散型エネルギーの導入推進対策」に変更いたしました。
84	東京一極集中を避けるべき。	第2章2■3. 3-2)において、企業の本社機能が東京圏に集中することによる本社機能の途絶を防止するため、本社機能の移転・拡充を促進する旨を記載しており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。
85	52ページに「新幹線の地震対策に関する検討委員会」の記載があるが、令和4年12月に「中間とりまとめ」が公表されて以降、すでに2年が経過しており、耐震補強の対象の考え方や補強方法について、より分かりやすい説明の示された「最終的」とりまとめを公表していただきたい。	「新幹線の地震対策に関する検討委員会」については、現在最終的なりまとめ作業を行っているところであります。

86	「第2章2■1. 1-5) 大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生」について ・施設の耐災害性向上を追加	第2章2■6. 6-6)において、各種公共施設の耐災害性強化・防災機能確保について記載しており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。
87	災害時に絶えず変化する状況の中での判断能力は、行政のリーダーに必要な資質であり、研修や訓練が必要である。	第2章2■3. 3-3)において、国と地方の防災を担う人材の育成について記載しており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。
88	「第3章3今後の課題」について ・環境変化と人材育成を追加	第2章2■3. 3-3)において、国と地方の防災を担う人材の育成について記載しており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。
89	P55の「災害復旧・復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態」については、平時からその地域の特性を理解した人材の確保が必要であり、平時からの連携の重要性についても記述すべき。	第2章2■6. 6-2)において、防災に係る専門家の育成等を進めること等について記載しており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。
90	災害時における緊急重要物資の配送能力を確保するため、海上・陸上の輸送を担う人材の育成・確保を一層推進・強化する必要性について、計画に明記すべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
91	装置産業である工場の継続や技術継承を含めた担い手不足の問題がある。工場の確保には継続的な発注が必要である。技術継承を含めた担い手確保の問題は、国土強靱化を進める上で重要な課題である。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
92	「第2章1概要」について ・施策グループに多様なニーズ対応を追加	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
93	基本計画に定められた35の「起きてはならない最悪の事態」は、東日本大震災などの災害で実際に発生した事象が含まれている。将来的に発生が予想される南海トラフ巨大地震では未曾有の大災害が想定されるため「起きてはならない最悪の事態」というよりむしろ「起こりうる最悪の事態」として捉えるべきではないか。	将来的に発生が予想される大規模地震については、「想定するリスク」として捉えております。「起きてはならない最悪の事態」は、「想定するリスク」が起こったとしても回避しなければならない事態として整理しており、「大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による死傷者の発生」等を列挙しております。
94	国土強靱化は、自然災害に対する耐性を高めるだけでなく、社会全体の持続可能な発展にも寄与する重要な施策である。現行の年次計画の課題を迅速に解決し、全ての地域で均等に強靱化が進むような施策を実行することが急務。	計画策定の上、着実に取組を進めてまいります。
95	カーボンニュートラルのための予算や海外への援助金を削ってでも国土強靱化の予算を劇的に増加させることが喫緊の課題。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。

96	第1次国土強靱化実施中期計画においては、5年25兆円の事業規模を確保すべき。	第1次国土強靱化実施中期計画（素案）においては、事業規模として、今後5年間でおおむね20兆円強程度を目途とし、今後の資材価格・人件費高騰等の影響については予算編成過程で適切に反映する旨記載しており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。
97	災害対策として、全国的な緊急用ヘリポートと水浄化設備の設置が重要である。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
98	災害時の情報混乱・救助活動阻害行為への対策 災害時の情報混乱や、救助・支援活動阻害行為への対策強化が必要であり、これら行為の対策や法整備検討状況を計画に盛り込むべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
99	大規模災害と安全保障との連携 大規模災害発生時は、地政学的リスク増大も想定される。人命救助等を最優先としつつ、安全保障・防衛体制等も考慮すべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
100	司令塔として機能していくのであれば、「防災庁」が●●省へ指示を出す形にならなければ中途半端な権限のない部署を新設するだけである。防災庁のあり方や将来展望を丁寧に記載すべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
101	備品管理する省庁と災害時に実際に働く省庁を統合すべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
102	国や政府は、個人や民間で行うことが困難なことを行うべきである。中身や行動が伴わないと意味がない。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。